

地震にそなえた、 まちづくりのために。



あなたの住まいは
大丈夫ですか？

芽室町耐震改修促進計画について

大地震はいつ発生しても不思議ではありません。大地震が起きたとき、住まいに大きな被害がなければ、大切な家族の命や財産を守ることができます。地震に備え、被害を軽減するためには、昭和56年以前に着工された建築物の耐震化を進めることが非常に重要です。

このため、芽室町では、耐震改修促進計画を策定し、住宅耐震化への支援をします。

芽室町

震度と住宅の被害想定を 確認しておきましょう。

地震が発生したときの住宅被害は、住んでいる地域の「震度」と「住宅の耐震強度」によって異なります。あらかじめ、自分の住んでいる地域に想定される震度や、その地震が起きたときにどれくらいの住宅が被害をうける可能性があるかを知っておくことは、防災意識としてとても大切なことです。

ここで紹介している『揺れやすさマップ』で、まずはあなたがお住まいの地域の“揺れやすさ”を把握しておきましょう。(建物の被害想定については、芽室町耐震改修促進計画(概要版)をご覧ください。)

芽室町における 地震の想定と 「揺れやすさマップ」

『揺れやすさマップ』は、地域に考えられる想定地震を設定し、地盤情報をもとにした震度分布を表しています。

芽室町で想定される地震

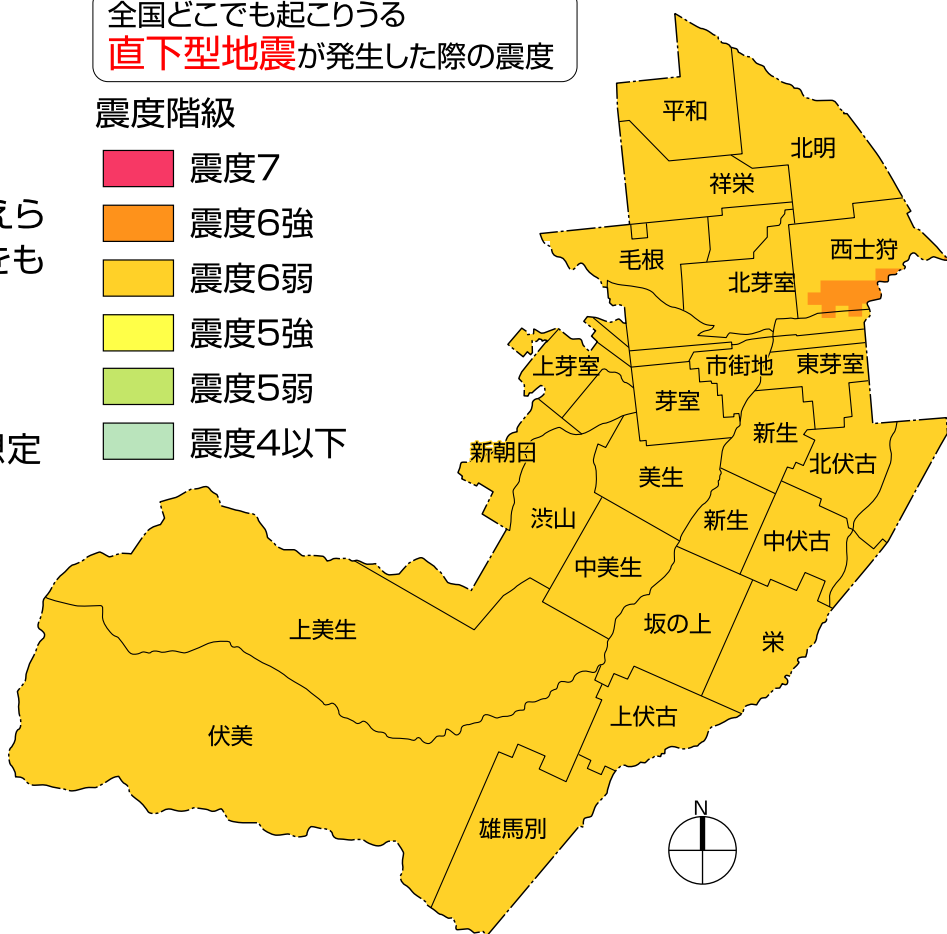
芽室町に大きな影響を及ぼすと想定される地震は以下のとおりです。

名称	芽室町(役場周辺)での震度
十勝沖・釧路沖の地震	震度5強
十勝平野断層帯による地震	震度6弱
全国どこでも起こりうる直下型地震	震度6弱

全国どこでも起こりうる
直下型地震が発生した際の震度

震度階級

- 震度7
- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強
- 震度5弱
- 震度4以下



- ※ほとんどの地区が「震度6弱」になることがわかります。
- ※震源が役場の真下の場合になります。
- ※マグニチュード6.9の地震が起きた場合になります。

震度階級により想定される状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
震度6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
震度6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

昭和56年以前の住宅にお住まいの方は 耐震診断を受けましょう!

昭和56年以前に建築された住宅は、地震に弱いのですか?

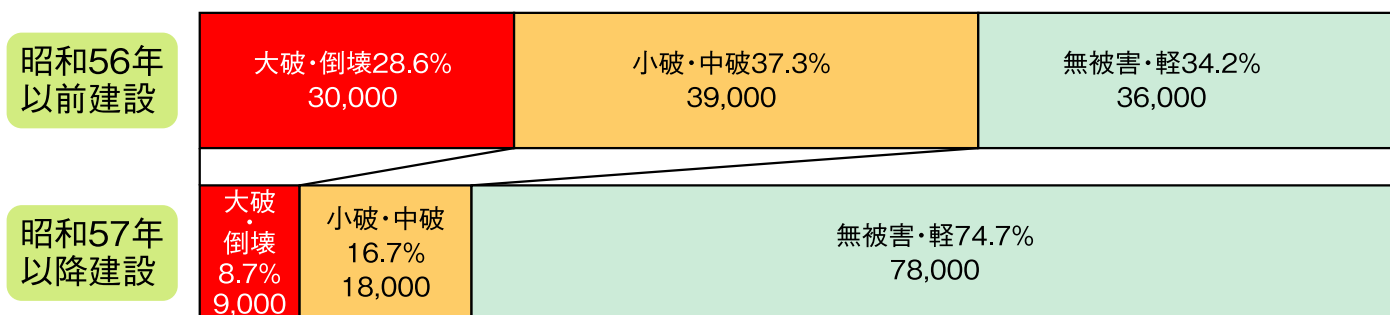
昭和56年に、建築基準法の耐震基準が大幅に改正されましたが、昭和56年以前に建てられた住宅すべてが、地震の際に倒壊の恐れがあるわけではありません。しかし、これまで耐震診断を行ってきた実績からみても、昭和56年以前の住宅は、地震に対して有効な耐震性能を持っていない可能性が高いです。

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、6,400名を超える尊い命が失われましたが、その9割近くが住宅や建築物あるいは家具の倒壊によるものでした。

下のグラフは、阪神・淡路大震災での建築物の建設年代ごとの被害状況です。昭和56年以前に建築された建築物の多くは、倒壊や大破など、大きな被害を受けています。

このことからわかるように、昭和56年以前に建築された建築物は地震による大きな被害を受けやすく、特に耐震化を進める必要があります。

建設年代別被害状況



(出典) 建設省建築研究所:平成7年兵庫県南部地震被害調査中間報告書

あなたの住宅は地震に耐えられますか?

住宅が建てられたのはいつ?

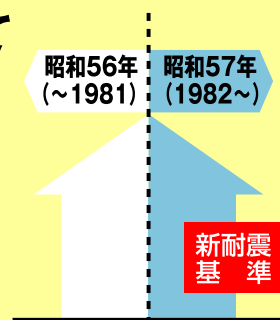
新耐震基準について

現在の耐震基準は、昭和56年(1981年)にできたもので、それまでのものと区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。現在、すべての建物はこの基準に沿って建てられています。昭和56年以前に建てられた住宅にお住まいの方は、特に注意してください。

強い地震にも耐えられる?

新耐震基準の目的について

「新耐震基準」の目的は、中程度(震度5程度)の地震の際には“建物が壊れない”ようにすること、強い地震(震度6程度)の際には“建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できる”ようにすることです。



自分でできる!

住宅の耐震診断



「自己診断表」をご用意しています。
ぜひご利用ください。

まずはご相談ください!

耐震相談窓口を
ご用意しています。

ご相談窓口

芽室町役場 建設都市整備課 建築係
〒082-8651 芽室町東2条2丁目14

Tel:0155-62-9726

Fax:0155-62-7036

耐震補強工事には**補助金**がでます。

芽室町耐震改修補助制度【補助の内容】

芽室町では、耐震改修補助制度を創設しました。

補助金の額	●耐震改修工事費が 20万円未満の場合	当該経費の額
	●耐震改修工事費が 20万円以上200万円未満の場合	20万円
	●耐震改修工事費が 200万円以上300万円未満の場合	当該経費の10%
	●耐震改修工事費が 300万円以上の場合	30万円

耐震改修
税制

一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。
また、確定申告することにより、所得税の控除を受けることができます。

※詳細については芽室町役場建設都市整備課建築係へご相談ください。